

越知町農業委員会の委員の選出に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号。以下「法」という。)第8条の規定により越知町農業委員会の委員(以下「委員」という。)に任命する者の選出に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の選出方法)

第2条 委員の選出の方法は、次のとおりとする。

- (1) 個人からの推薦
- (2) 法人又は団体(以下「法人等」という。)からの推薦
- (3) 一般募集(以下「募集」という。)

(被推薦者及び応募者の資格)

第3条 委員として推薦を受ける者(以下「被推薦者」という。)及び委員の募集に応募する者(以下「応募者」という。)は農業に関する見識を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に係る職務を適切に行うことができる者であり、かつ、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 越知町内に住所を有する者。ただし、町長が適任と認める場合は、この限りではない。
- (2) 越知町の職員でない者
- (3) 公租公課の滞納のない者
- (4) 法第8条第4項各号のいずれにも該当しない者

(募集の周知)

第4条 町長は、委員の募集に関して必要な事項について、次に掲げる方法により、周知に努めるものとする。

- (1) 越知町広報への掲載
- (2) 越知町ホームページへの掲載
- (3) 越知町掲示板への掲示
- (4) その他町長が適当と認める方法

(推薦及び応募の方法)

第5条 委員を推薦し、又は委員の募集へ応募しようとする者は、次の各号の区分に応じ当該各号に定める書類を町長に提出しなければならない。

- (1) 個人からの推薦 様式第1号による推薦書
- (2) 法人等からの推薦 様式第2号による推薦書
- (3) 募集への応募 様式第3号による応募申込書

(推薦及び募集の期間)

第6条 推薦及び募集の期間は、4週間とする。

(推薦及び応募に係る公表)

第7条 推薦及び募集の期間の中間及び終了の時点において、次に掲げる事項を越知町のホームページ、掲示板等で公表するものとする。

- (1) 提出された推薦書又は応募申込書に記載された事項(住所、電話番号及び農業取得を除く。)
- (2) 被推薦者の数及び被推薦者のうち認定農業者等であるものの数
- (3) 応募者の数及び応募者のうち認定農業者等であるものの数

(候補者の評価)

第8条 町長は、被推薦者又は応募者が委員として適任であるかについて、越知町農業委員会委員候補者評価委員会(以下「候補者評価委員会」という。)に命じ、調査及び評価を行わせるものとする。

2 候補者評価委員会は調査を行い、合議によって被推薦者又は応募者の評価を決定し、町長に報告するものとする。

(候補者の決定)

第9条 町長は、候補者評価委員会の報告を受けて、委員の候補者を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定により決定した委員の候補者について、越知町議会の同意を得るため、議案を提出するものとする。

(委員の補充)

第10条 町長は、委員の欠員が定数の3分の1を超えた場合は、委員の補充に努めるものとする。

2 補充する委員の選出の方法は、当初の委員の選出の方法に準じて行うものとする。

3 補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員の選出に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成 29 年 3 月 21 日から施行する。

2 この要綱の規定は、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律(平成 27 年法律第 63 号)による改正後の法の規定により任命する委員について適用する。